

平成 8 年 7 月 12 日
文化庁長官裁定

国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項

国宝・重要文化財（美術工芸品等。以下「重要文化財等」という。）の公開は、国民が文化財に親しむ機会を確保する観点から積極的に推進する必要がある。しかし、我が国の文化財は材質がぜい弱なものが多いため、公開によって貴重な文化遺産が損なわれることがないよう保存について細心の注意を払わなければならない。

このため、博物館その他の施設において重要文化財等の公開を行うに当たっては、この要領に基づき適切な取扱い等を行うことにより、公開と保存の調和を図る必要がある。

なお、重要文化財等の材質、形状、保存状態は個々に異なっており、実際の公開に際しては、それぞれの文化財に応じ専門的知識に基づいた責任ある判断を行う必要がある。

1 公開を避けなければならないもの

き損の程度が著しく、応急措置を施しても公開のための移動又は公開によってさらにき損が進行するおそれがある重要文化財等については、抜本的な修理が行われるまで公開を行わないこと。

2 公開の回数及び期間

- (1) 原則として公開回数は年間 2 回以内とし、公開日数は延べ 60 日以内とする。なお、重要文化財等の材質上、長期間の公開によってたい色や材質の劣化を生じるおそれの少ないものについては、この限りでないこと。
- (2) たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、年間公開日数の限度を延べ 30 日以内とし、他の期間は収蔵庫に保管して、温・湿度に急激な変化を与えないようにすること。

3 公開のための移動

- (1) 原則として年間 2 回以内とし、移動に伴う環境の変化に十分な対応を行うとともに、重要文化財等の梱包又は移動の際の取扱いは慎重に行うこと。
- (2) 材質がぜい弱であるもの又は法量（寸法）が大きいもの若しくは形状が複雑であるものなど、き損等の危険性が極めて高い重要文化財等は、移動を伴う公開を行わないこと。

4 陳列、撮影、点検、梱包及び撤収時の取扱い

陳列、撮影、点検、梱包及び撤収に伴う重要文化財等の取扱いは、十分な知識と経験を有する学芸員が行うこと。

5 公開の方法

(1) 原則として、展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計された展示ケース内で展示する（法量（寸法）が特に巨大なもの及び材質が特に堅牢なものを除く。）とともに、展示ケースには次の措置を講じること。

① 展示ケースのガラス等は、十分な強度を有するものを使用すること。

② 移動展示ケースは重心の位置を低くし、横滑りなどの防止措置を施すこと。

(2) 重要文化財等の材質、形状、保存の状態を考慮した適切な方法によるとともに、次の措置を講じること。

① 展示ケース内の温湿度調整方法は、展示室の環境や構造及び管理方法を十分に考慮した上、適切な方法を探ること。

② 卷子装（巻物）のものなどを鑑賞の便宜のために傾斜台上に置く必要がある場合には、原則として傾斜角度を水平角30度以下にすること。

6 公開の環境

重要文化財等の公開は、じんあい、有毒ガス、かび等の発生や影響を受けない清浄な環境のもとで行うとともに、温度及び湿度の急激な変化は極力避けるとともに、次に掲げる保存に必要な措置及び環境を維持すること。

① 慣らし

多湿な環境に常時置かれてきたもの及び寒冷期に長距離を輸送されてきたものの梱包を解く時は、十分な慣らしの期間を確保すること。

② 温湿度の調整

温度は摂氏22度（公開を行う博物館その他の施設が所在する地域の夏期及び冬期の平均外気温の変化に応じ、季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い。）、相対湿度は60パーセント±5パーセント（年間を通じて一定に維持すること。）を標準値とする。ただし、金工品の相対湿度については、55パーセント以下を目安とすること。

なお、温湿度の設定に際しては、同一ケース内に材質の異なる文化財を展示したり、展示する作品が展示の前に長期間置かれていた保存環境と大きく異なる場合などには、重要文化財等の種類及び保存状態に応じて適切に判断すること。

③ 照度

イ　原則として、照度は150ルックス以下に保ち、直射日光が入る場所など明るすぎる場所での公開を避けること。また、特にたい色や材質の劣化の危険性が高い重要文化財等については、公開期間（露光時間）を勘案して照度をさらに低く保つこと。

ロ　蛍光灯を使用する場合には、紫外線の防止のため、たい色防止処理を施したものを用い、白熱灯を使用する場合には、熱線（発熱）の影響を避けるよう配慮する必要があること。

7 公開の協議

重要文化財等の公開がこの要項によりがたい場合には、事前に文化庁文化財部美術学芸課と協議すること。